京業セン発 03-08 号事
令和 03 年6月10日

各協会(団体)及び関係各社　御中

京都タクシー業務センター

【重要】八条口待機所内での喫煙について

京都市からの連絡です。

八条口の待機場付近を歩行される市民からの苦情が届いています。

内容は**喫煙が禁止されている待機場内や周辺道路で、タクシー運転者による喫煙が横行**していることを指摘するものです。

まず、既に通達で繰り返し指摘しているように、**八条口待機場内、周辺道路・タクシー車両内は法や条例によって定められた喫煙禁止場所**であり、定められた場所以外での喫煙は認められません。今回の苦情は**タバコの煙や匂いが届いている**ことが原因です。

「タバコは定められた場所でしか吸えない」という認識に改めていただく必要があります。

当センターでも、繰り返し警告を行ってきましたが、残念ながら一部の運転者は相変わらず場内での喫煙を続けている模様です。苦情となるまで効果的な指導を実施できなかったのは当センターの責任です。

そのため、京都市担当部署と相談の上、**直接の街頭指導や防犯カメラにより喫煙行為が現認された車両**については、**当センターの判断でＩＣタグを一定期間停止**とします。

この場合、**第２プール入口や駅前待機場のゲートが開かず**、警告が表示されますのでご了承ください。申し訳ありませんが、**効力停止はＩＣタグ単位**となります。そのため、法人の方は相勤の違反行為に巻き込まれ効力停止される場合もありますが、人・時間単位での変更はできかねます。相勤の方と状況の確認をされることをお勧めします。

以上